省　令

○総務省令第百三十八号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第八十三項第十二号中「確定拠出年金法」の下に「（平成十三年法律第八十八号）」を加える。

第二条第十項第一号中「第三十一条の認定」を「第五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五条第一項の登録」に改め、同項第三号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第三条第二十五項第一号中「第三十一条の認定」を「第五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第四条第九項第一号中「第三十一条の認定」を「第五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第五条第三十項第一号中「第三十一条の認定」を「第五条第一項の登録」に改め、同項第二号中「第五十六条の認可」を「第五十二条の認可」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附　則

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第一条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の四中「第六条の規定により、登録されている」を「第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの」に、「のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの」を「（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同法第七十四条第一項及び第二項に規定する基準、同法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る同法第七十四条第一項及び第二項に規定する基準又は同法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第百十五条の四第一項及び第二項に規定する基準に相当すると都道府県知事又は市町村長が認めるものを除く。）」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号を削る。

第六十四条第二号及び第三号中「及び適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

第六十五条の四第三号及び第四号中「及び適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

第百四十条の四十四第一号中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとする。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十条中「及び施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百十五条中「及び施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第五条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条中「及び施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。

（老人福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の老人福祉法施行規則第二十条の四に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合している賃貸住宅に係る同令の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の介護保険法施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である賃貸住宅（以下「旧適合高齢者専用賃貸住宅」という。）に係る同令の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の介護保険法施行規則第十五条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅である賃貸住宅（以下「旧適合高齢者専用賃貸住宅」という。）に係る同令の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第三条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第五条　旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第四条の規定による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第六条　旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。